

○後志広域連合滞納管理システム導入公募型プロポーザル 審査会設置要綱

〔平成30年3月9日〕
要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、後志広域連合滞納管理システム（以下「滞納管理システム」という。）を導入するにあたり受託事業者の候補を選定するため、後志広域連合滞納管理システム導入公募型プロポーザル実施要綱（平成19年後志広域連合要綱第1号。以下「要綱」という。）第3条第2項に基づいて設置する後志広域連合滞納管理システム導入公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次の事務を所掌し、審査結果を後志広域連合長に報告する。

- (1) 受託事業者候補の選定に係る評価基準の設定
- (2) プロポーザル提案書の審査
- (3) ヒアリング実施内容の評価
- (4) プロポーザル審査会議（以下「会議」という。）による受託事業者候補の選定
- (5) その他プロポーザルによる受託事業者候補の選定に必要な事項

(組織)

第3条 審査会の委員は、次の各号に掲げる委員によって構成する。

- (1) 副広域連合長
 - (2) 税務課長
 - (3) 後志広域連合関係町村税務担当職員 4名以上
- 2 審査会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、広域連合長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数により決定する。なお、賛否同数のときは、委員長が決定する。
- 4 会議によるプロポーザル提案書の審査及びヒアリング実施内容の評価は、「滞納管理システムプロポーザル評価基準表」に基づき、各委員が審査項目毎に定量化審査を行い、

評価の総合点数の順位を決め、会議において投票により受託事業者候補の順位を決定する。なお、受託事業者候補の同順位が複数のときは、委員長は委員の意見を聞いて決定する。

5 前項により決定した結果は、審査会から広域連合長に報告する。

6 会議は、非公開とする。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(責務)

第6条 委員は、他の委員の意見等に影響を受けることなく独自性を保持し、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、当該プロポーザル参加事業者に一切の関わりをもってはならない。

3 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得る情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、税務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。